

畜種別等説明会（令和5年10月24日及び11月2日開催）

# アニマルウェルフェアに関する 新たな国の指針について ～採卵鶏～

令和5年10月

**農林水産省**  
畜産局 畜産振興課

# 1 アニマルウェルフェアの基本的な考え方について

# 家畜のアニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは

国際獣疫事務局 (WOAH)※のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

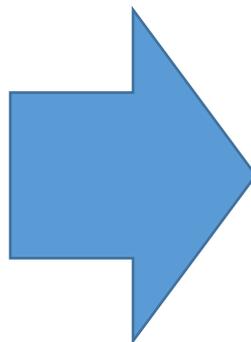
○「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義されている。

○「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
- 家畜のていねいな取扱い
- 良質な飼料や水の給与

等

適正な飼養管理



家畜のストレスや  
疾病の減少

家畜の本来持つ  
能力の発揮

良好な家畜のアニマルウェルフェア

「5つの自由」とは、

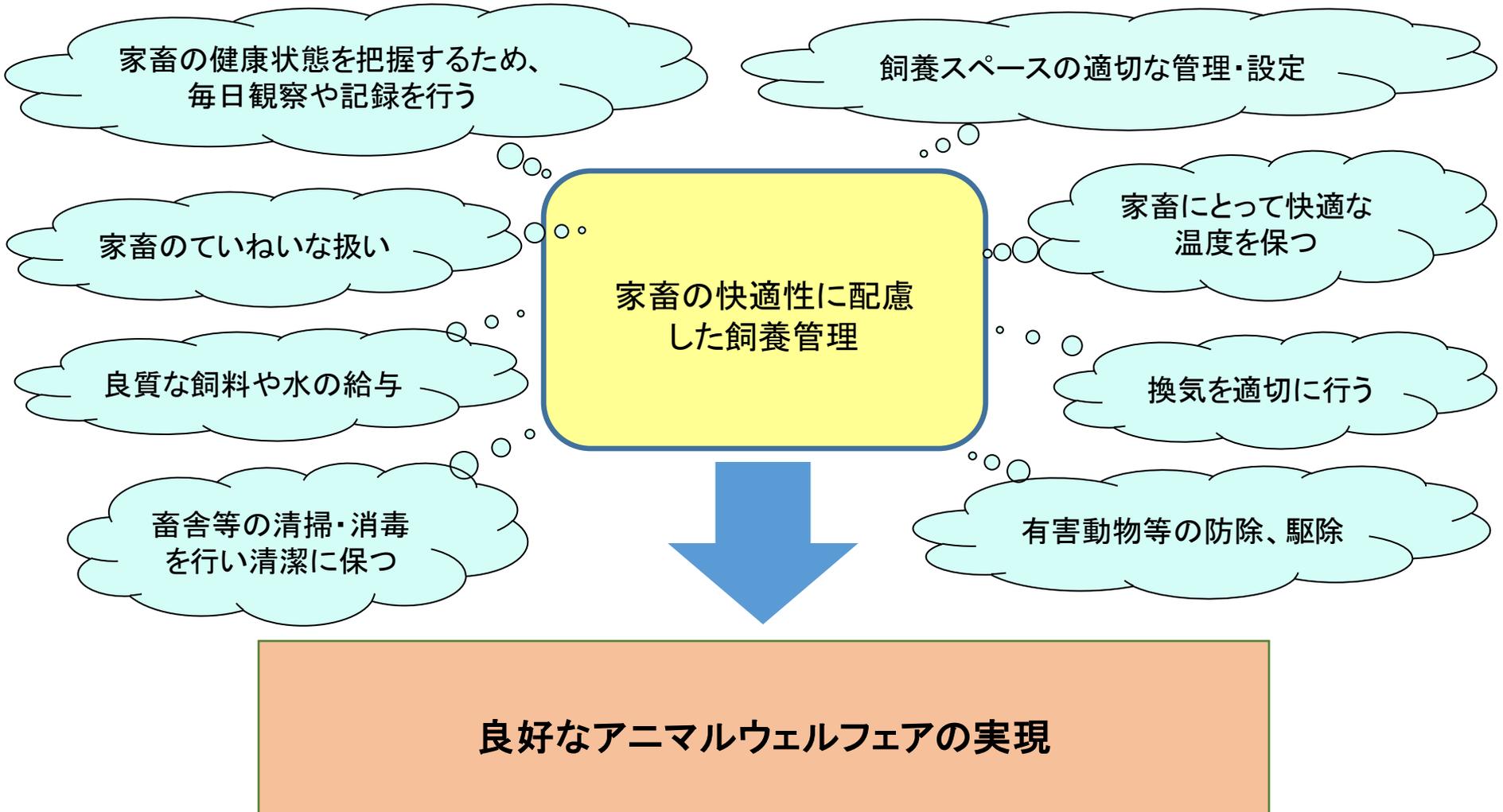
- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、
- ② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由、
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

※ 我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関

これまで、略称は「OIE」が使用されていたが、「WOAH」を使用することが決まったため、農林水産省では、令和5年8月以降、「WOAH」と表記

# アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理のポイント

- アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、最新の施設や設備の導入を生産者に求めるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。



## 2 アニマルウェルフェアに関する国際基準について

# 国際獣疫事務局 (WOAH) について

(WOAH: World Organisation for Animal Health)

WOAHは、牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関。

主な活動は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の動物疾病の防疫や薬剤耐性 (AMR) 対策などへの技術支援、動物・畜産物の貿易、**アニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定**等を行っている。

世界貿易機構 (WTO) の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)」が発効し、この協定においてWOAHは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準設定機関として位置付けられている。

**本部所在地** : フランス・パリ

**設立年月日** : 1924年 (大正13年) 1月25日

**日本の加盟年月日** : 1930年 (昭和5年) 1月28日

**加盟国数** : 182か国・地域 (2023年3月現在)

**事務局長** : モニーク・エロワ (2016年1月就任、フランス出身)

**組織** : 総会、理事会、事務局、専門委員会、地域委員会、地域代表事務所、リファレンスセンター (リファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター) から構成される。この他に専門家によるワーキンググループ、必要に応じて設置されるアドホックグループがある。



# WOAHコード(陸生動物衛生規約)

- WOAHCコードは、国際貿易、衛生措置及びアニマルウェルフェアの国際基準であり、加盟国が国内規制を検討する際に参照されるべきとされている。

## 第1巻:一般規定

第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報

第2部 リスク分析

第3部 獣医サービスの質

第4部 疾病の予防及び防疫

第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明

第6部 獣医公衆衛生

第7部 **アニマルウェルフェア**

## 第2巻:WOAHリスト疾病に対する勧告

第8部 複数の動物種に感染する疾病

第9部 ミツバチの疾病

第10部～15部  
鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚の疾病

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
<b>第7.3章</b>	<b>動物の陸路輸送</b>
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
<b>第7.6章</b>	<b>疾病の管理を目的とした動物の殺処分</b>
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
<b>第7.9章</b>	<b>アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム</b>
<b>第7.10章</b>	<b>アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム</b>
<b>第7.11章</b>	<b>アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム</b>
第7.12章	役用馬のウェルフェア
<b>第7.13章</b>	<b>アニマルウェルフェアと豚の生産システム</b>
第7.14章	革、肉その他の製品のためのは虫類の殺処分

※ 新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については、令和3年5月のWOAH総会における投票の結果、採択されなかった。

# 採卵鶏のWOAHコード案の状況

- 採卵鶏については、令和3年5月のWOAH総会において、バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める案が提案されたが、賛否両論あり非採択となった。
- 令和4年以降のWOAH総会においても、これまでに新たな案の提出はなされていない。

## 令和3年5月のWOAH総会に提案されたコード案

- ・バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める。
- ・砂浴びの区域、ついでみの区域、営巣の区域、止まり木を設置する場合の留意事項を示す。

## 加盟国の意見

アイルランド  
(EU27カ国を代表)

止まり木等について「望ましい」では**不十分**であり、支持できない。

日本

案を支持。

米国

案を支持。  
多くの国が懸念を示す止まり木等の「望ましい」との表現を削除

チリ

一部の提案は、すべての生産システムに適応可能な内容になっておらず、生産体制の変更を強制するような内容になっていることから、**修正**すべき。

NZ

止まり木等について「望ましい」では不十分であり、「設置すべき」との修正が望ましく**棄権する意向**。

セネガル  
(アフリカ地域53カ国を代表)

案を支持。

英国

止まり木等の強く動機づけられた行動の実現が十分確保されていない懸念はあるが、すべての国が直ちに取組むことは困難であることは事実であり**案は支持**。

カナダ

案を支持。  
軽微な修正で採択されるのであれば、修正は受け入れる。

2/3の支持が得られず、不採択となった。

### 3 アニマルウェルフェアに関する国の新たな指針について

# アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

## これまでの通知・指針

- ✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を発出、畜種毎の飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。
- ✓ 協会の指針は国の支援を受け、WOAHコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項(should)」、「将来的な実施が推奨される事項(desirable等)」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。

見直し



## 新たな指針の考え方

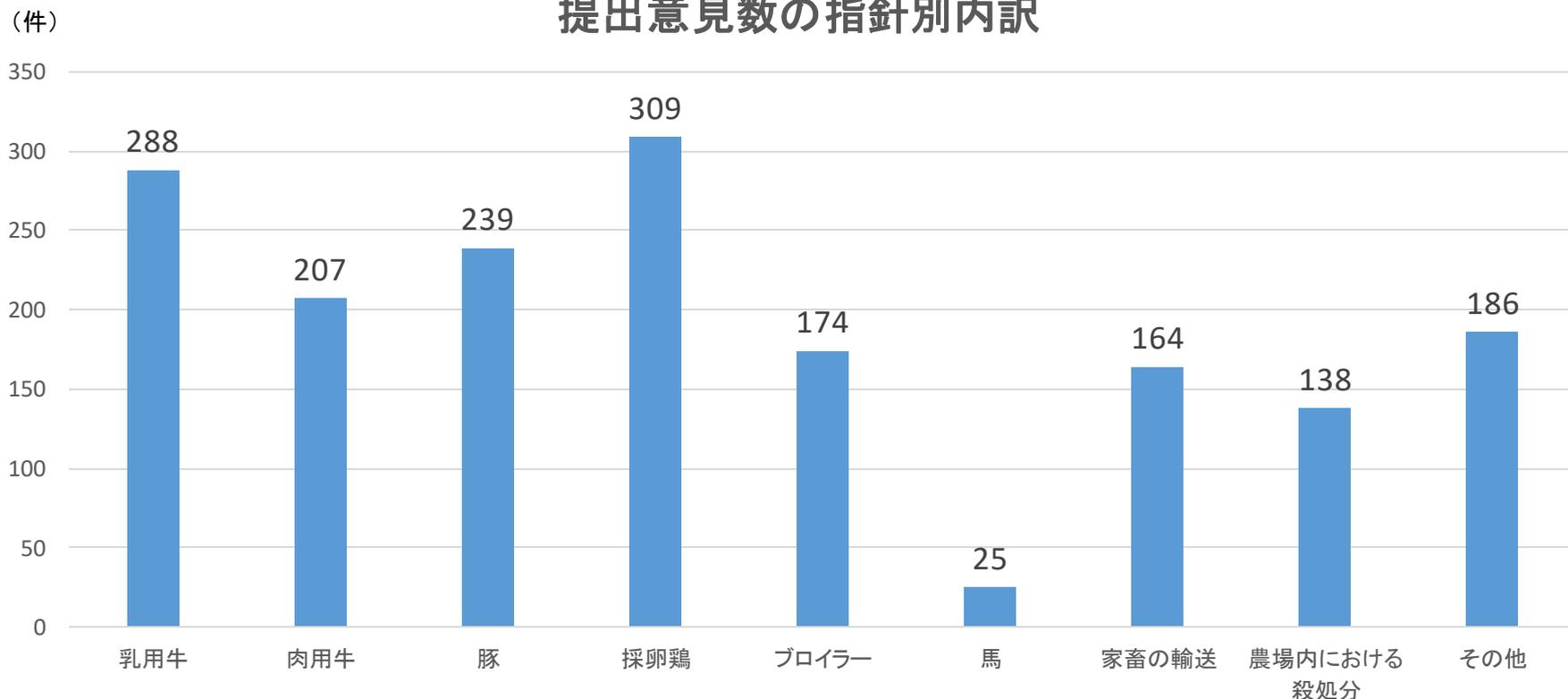
- ✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、WOAHコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示す。
- ✓ また、WOAHコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。
- ✓ 本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

【指針の種類】 乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、家畜の輸送、農場内における安楽死（8種類）

## 畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)についての パブリックコメントの結果概要

- 畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)について、令和4年5月23日～6月21日の1か月間、パブリックコメントを実施。
- **1,730件の意見等の提出**があり、内訳は、**採卵鶏が309件(18%)**で最も意見の提出数が多く、次いで**乳用牛が288件(17%)**、**豚が239件(14%)**、**肉用牛が207件(12%)**との順であった。

### 提出意見数の指針別内訳



## 指針(案)への意見等を踏まえた指針横断的な修正方針

- 指針は、生産者のみならず、国民の皆様にご理解頂きたいことから、記述内容の統一を図れる事項は統一し、各畜種固有の事情がある事項はその旨が分かるよう整理しました。
- 「WOAHコードにおいて“should”で記載されている事項」は、原則全て【実施が推奨される事項】に記述することとしました。
- 「測定指標」は、「参考」としていましたが、指針の構成項目であることを明らかにするため、タイトルから「参考」を削除し、他の項目と同列扱いであることが分かるようにすることとしました。
- 「1頭又は1羽当たりの飼養スペース」に関する記述は、WOAHコードに記載がないため、Q & Aに参考文献等を示すこととし、指針から削除しました。
- 「各飼養方式のメリットとデメリット」は、WOAHコードに記載がある場合のみ指針に記述し、それ以外は、Q & Aにファクトベースの記載を記述することとしました。
- チェックリストは、指針における各事項の進捗状況を農家が自ら確認するツールであること等から、指針から削除し、別途HPへ掲載することとしました。
- 「殺処分」との用語は、既存の公文書の引用や法律等に基づく行為について用いることとし、農場では動物の命を大切に扱って頂きたいことから、「安楽死」という用語を用いることとしました。

# 採卵鶏の飼養管理に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

## 主な意見

- 観察・記録
  - 観察は少なくとも1日2回に変えること。
- 羽つき防止(ビークトリミング)
  - ビークトリミングは原則禁止にすべき。やむを得ず実施する際は、赤外線方式に限定すべき。
  - ビークトリミングはほとんどの生産者が行っているため、「最終的な手段として」との記述は削除すべき。  
ゆうどうかんう
- 誘導換羽
  - 誘導換羽はどのような方法であっても行ってはならないと追記すべき。
  - 誘導換羽では経営上難しいため、強制換羽の継続を望む。
- 鶏舎、飼養方式
  - 開放型鶏舎を推奨すべき。ウィンドウレス鶏舎を廃止すべき。
  - バタリーケージでの飼養を禁止すべき。
  - 「放し飼い、平飼いの順に、高いアニマルウェルフェアであると評価される」と追記すべき。
- 付帯設備
  - 付帯設備(砂浴びエリア、えいそうついでみエリア、営巣エリア、止まり木)の設置を必須とすべき。
  - 経営上及び衛生上の問題から、【将来的な実施が推奨される事項】であっても、付帯設備を設けることには反対である。

## 指針での対応

- 観察・記録
  - WOAH事務局案では、1日に複数回観察することは求められていませんが、指針(案)の「少なくとも1日に1回は行う。特に、飼養環境が変化した直後等は観察の頻度を増加させる」等の記載を引き続き記述することとしました。
- 羽つき防止(ビークトリミング)
  - WOAH事務局案では、「有害な羽つきの防止に効果があるとされる管理措置が成功しない場合、ビークトリミングは最終的な手段として考慮され得る」と記載されているため、同様の記載を追記することとしました。また、赤外線照射を用いる方式の紹介を追記することとしました。
- 誘導換羽
  - WOAH事務局案では、適切な管理下における断餌を伴わない誘導換羽は認められているため、指針(案)の記載を修正し、「24時間以上の絶食は行わない」等を追記することとしました。
- 鶏舎、飼養方式
  - WOAH事務局案では、「採卵鶏の良好なアニマルウェルフェアの成果は、様々な飼養システムによって達成され得る」とされていることから、同様の記載を追記することとしました。
  - WOAH事務局案では、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の評価に関する記載はないため、各飼養方式のアニマルウェルフェア上の評価は記述しないこととしました。
- 付帯設備
  - WOAH事務局案では、付帯設備の設置は‘should’ではなく、‘desirable’と記載されています。このため、WOAH事務局案に従い、指針(案)の【将来的な実施が推奨される事項】において、各付帯設備を設置する際の留意点を引き続き記述することとしました。

## 「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付畜産局長通知)」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード(採卵鶏はその案)により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 家畜の管理者等にその責務を示すとともに、「5つの自由」の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- 本通知については、都道府県の畜産部局を通じ、同都道府県の動物愛護部局とも連携し、家畜の管理者及び飼養者等へ周知を図る。
- 本通知の発出後は、指針の実施状況について国がモニタリングを行う。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図る。

# 「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1 管理方法

### 【実施が推奨される事項】

- 爪切り、断冠等は行わない。
- ビークトリミングは、他の管理措置を講じても羽つつきを防止できない場合の最終的な手段として行い、その際は、熟練した者が可能な限り若齢の時に実施し、必要最小限の部分のみを取り除くよう注意する。
- 誘導換羽を実施する場合、24時間以上の絶食は行わず、常に飲水可能とし、適切な光線管理を行う。

## 第2 栄養

### 【実施が推奨される事項】

- 週齢等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

## 第3 鶏舎

### 【実施が推奨される事項】

- 鶏舎等は、可能な範囲で自然災害の影響から安全な立地を選択し、疾病発生や汚染物質への暴露等へのリスクを抑えられるよう、また、鶏の損傷又は痛みを避けるよう、設計及び維持する。
- 鶏舎の破損箇所によって鶏が損傷しないよう注意し、日常の飼養管理が行いやすく、適切な排せつ物処理が可能な構造にする。

## 第4 飼養方式、構造、飼養空間及び付帯設備

### 【実施が推奨される事項】

- 同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。
- 平飼い方式の場合、おとなしい系統の選択や飼養空間の拡大、つつきをする鶏の分離等を行う。

### 【将来的な実施が推奨される事項】

砂浴びのエリア、ついばみのエリア、営巣のエリア及び止まり木を設ける場合、砂浴びなど特定の行動を促すよう、設計及び配置し、検査及び維持管理が容易なものとする。

## 第5 鶏舎の環境

### 【実施が推奨される事項】

- 可能な限り適温を維持し、新鮮な空気を供給できるよう設計する。
- 鶏が行動を正常に行え、日常の管理業務を支障なく行えるよう、適切な照明設備を設置する。

## 第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

## 第7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

# 新たな飼養管理指針及び関連資料の掲載場所

The screenshot shows the homepage of the Japanese Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF). The navigation bar includes 'English', 'Mass Site', 'Site Map', 'Text Size', 'Standard', and 'Enlarge'. The main content area is titled 'Animal Welfare' and features a search bar and a menu with 'Home', 'Livestock', 'Animal Welfare', and 'Animal Welfare Management Guidelines'. The 'Animal Welfare Management Guidelines' section is highlighted, listing various technical guidelines for different livestock species, including dairy cattle, beef cattle, sheep, broilers, horses, and piglets. Each guideline is accompanied by a PDF icon and a file size. A 'Reference Materials' section is also visible, listing Q&A documents and checklists for various species.

## ● 農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

- ・新たな指針本体、Q&A、チェックリスト等を掲載

## ● (公社)畜産技術協会ホームページ

<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/index.html>

- ・これまでの指針、現場で取り組む際の参考となる資料等を掲載

## ● WOAHコード(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/>

## ● 採卵鶏のWOAH事務局案(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/event/88th-general-session-of-the-world-assembly-of-oie-delegates/#ui-id-3>

- ・SG/12CS1Aの93ページから記載があります。

## 4 (参考)アニマルウェルフェアに関する海外の動向 について

# 採卵鶏の飼養形態及び主要国における規制の状況

## 【バタリーケージ】



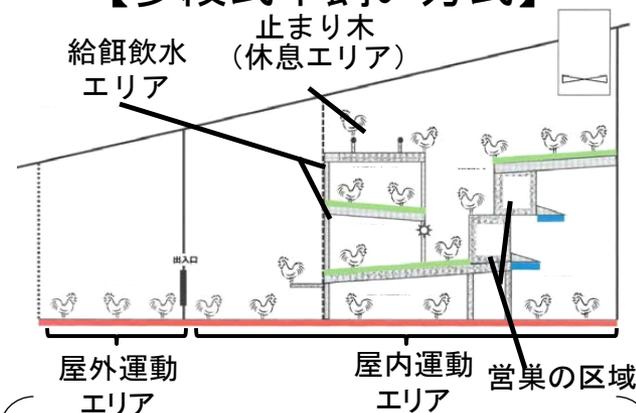
- 健康状態や産卵状況の確認等の個体管理が行いやすい。
- 闘争行動が軽減され、事故の発生等が生じにくい。
- 鶏と排せつ物との接触が少なく衛生的。
- 止まり木や営巣の区域などが設置されていないため、通常の行動様式を発現する自由は制限される。

## 【エンリッチドケージ】



- 止まり木や営巣の区域などが設置され、通常の行動様式が発現されやすい。
- ケージ当たりの羽数が増えることで、つつき等の闘争行動が生じやすい。

## 【多段式平飼い方式】



- 止まり木や営巣の区域などが設置され、通常の行動様式が発現されやすい。
- つつき等の闘争行動が生じやすい。
- 破卵が生じやすく、鶏卵の品質管理に留意する必要がある。

WOAHコード (令和3年5月案)				ケージ飼いの割合 ※4
米国	○(一部の州は× ※1)	○(一部の州は× ※2)	○	72.2%
フランス	×	○	○	36.0%
ドイツ	×	○ ※3	○	5.5%
日本	○	○	○	94.3%
メキシコ	○	○	○	99.6%

※1：アリゾナ州、カルフォルニア州、コロラド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ネバダ州、オハイオ州、オレゴン州、ワシントン州、ロードアイランド州、ユタ州。  
 ※2：アリゾナ州、カルフォルニア州、コロラド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ネバダ州、オレゴン州、ワシントン州、ロードアイランド州、ユタ州。  
 (将来的な規制を含む。)  
 ※3：2025年に禁止予定 ※4：民間団体 (IEG) による2021年の調査

本日の畜種別等説明会（採卵鶏）  
は終了しました。